

## 除害設備保守点検業務仕様書

委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

- 1 保守点検する設備、作業対象項目及び数量等は、別紙1のとおりとする。
- 2 委託場所  
岩手県立胆沢病院（岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地）
- 3 受託者は、上記設備の機能保持のため、専門技術者及び作業員を派遣し、別紙1に定める保守点検作業回数及び別紙2に定める保守点検作業内容により実施するものとする。
- 4 受託者は、具体的な点検日時等について委託者と事前に打ち合わせを行い、必要に応じて点検実施計画書（工程表）、業務主任経歴書（作業員名簿）を作成し承認を得るものとする。
- 5 保守点検の方法等
  - (1) 点検、調整、整備は、委託者の保守担当係員（以下「係員」という。）の了解又は立会のうえで完全に実施し、点検終了後すみやかに調整の良否、点検後の所見、点検者の氏名等必要な事項を記載押印のうえ「保守点検報告書」を提出し、係員の確認を得なければならない。  
なお、法定に基づき実施するものについては、その内容がそれら法令に適した内容（報告書）とすること。
  - (2) 点検作業中は、患者等の安全を最優先し、事故防止等の措置を講じなければならない。
  - (3) 故障、異常等緊急の場合には、ただちに技術者等を派遣し修理等を実施するものとする。  
やむを得ず応急処置をしたときは、事後速やかに適正な方法による処置をしなければならない。
- 6 消耗品等の負担  
上記点検等に必要な工具類、計器類等及び保温、ラッキング、パッキン等消耗品雑材料は受託者の負担とする。  
施設の機能維持に必要な薬品（希硫酸、苛性ソーダ、次亜塩素）、PH電極、PH計記録紙、残留塩素計記録紙、吸油剤についても受託者の負担とする。契約最終月には、薬品を満量補充とする。
- 7 この仕様書に示されない事項であっても、当該設備の維持管理上、その必要と認められる軽微な修理及び部品等の取り替えについては、受託者の負担とする。  
ただし、あきらかに委託者の責任に起因する故障、破損等のために機器の取り替え等を行う場合は除く。

## 保守点検作業内容

保守点検作業は、以下により実施すること。

### 【除害設備点検】

- ① 下水道法に基づく点検維持管理とする。
- ② 水質測定は下水道法に基づき、SS（浮遊物質量）、n-ヘキサン抽出物質含有量及びBOD（生物化学的酸素要求量）を月に1回測定すること。  
測定箇所は別紙図面のとおり、公共下水道に流入する直前で測定するものとする。  
測定するための試料は、測定する汚水の水質が最も悪いと推定される時に水深の中層部から採取すること。
- ③ 水質測定の結果、基準値に迫る異常な数値が示された場合は委託者に直ちに報告するとともに、②で示した測定回数にかかわらず直ちに再度測定をすること。
- ④ 中和処理施設においては、装置全体の点検及びPH電極の校正を行い、希硫酸等の薬品を補充すること。  
また、PH複合電極2個／年を取り替えること。
- ⑤ 感染系排水処理施設においては、装置全体の点検及びPH、水温透視度、汚泥スカム厚の測定を行うこと。
- ⑥ 汚泥引き抜き（汲み取り）は別途とする。